

蕪崎市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 6 年 3 月

＜目 次＞

第1章 計画策定の背景

- 1. 地球温暖化の影響 2
- 2. 国内の動向 3
- 3. 地球温暖化対策をめぐる荏州市の動向 3

第2章 基本的事項

- 1. 計画目的 4
- 2. 計画期間 4
- 3. 対象範囲 5
- 4. 対象とする温室効果ガス 5

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 温室効果ガス排出量の算定方法 6
- 2. 地球温暖化係数 7
- 3. 基準年度の温室効果ガス排出量 7
- 4. 要因別の排出状況 7
- 5. 削減目標 8

第4章 温室効果ガス削減に向けた取組み

- 1. 再生可能エネルギーに関する取組み 9
- 2. 省エネルギーに関する取組み 9
- 3. 公用車に関する取組み 10
- 4. 環境に配慮した調達・廃棄物に関する取組み 10
- 5. 職員の日常の取組み 11

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制 12
- 2. 点検体制 13
- 3. 計画の進捗状況の公表 14

参考資料

- 1. 用語解説 15
- 2. 対象施設一覧 18
- 3. 年度別要因別排出量 22
- 4. 参考法令等 26

第1章 計画策定の背景

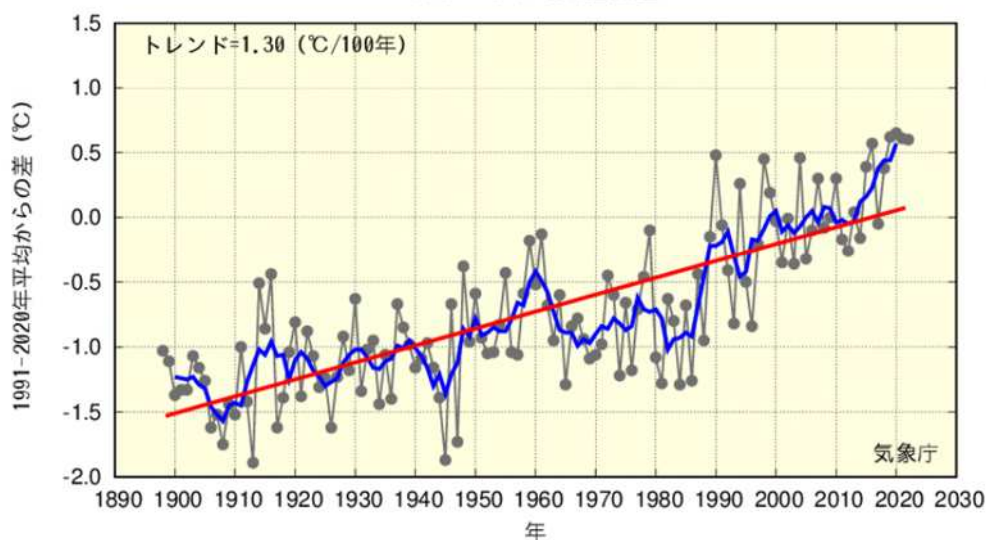
1. 地球温暖化の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。

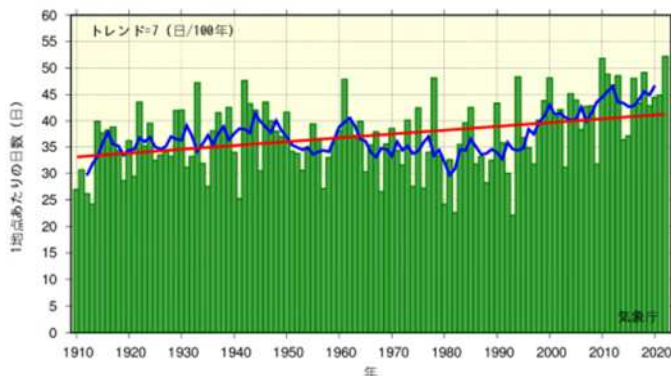
日本の年平均気温は、世界の年平均気温と同様、変動を繰り返しながら上昇しており、気象庁が発表した「気候変動監視レポート 2022」によると、日本の年平均気温は100年あたり1.30℃上昇している。顕著な高温を記録した年は、概ね平成2（1990）年代以降に集中しており、また、日最高気温30℃以上の真夏日と日最高気温35℃以上の猛暑日の年間日数も増加傾向にある。

今後、気温の上昇に伴い、豪雨の増加や洪水などの自然災害、植生や野生動物の分布の変化、コメの白未熟粒や果実の着色不良など幅広い分野への影響が懸念されている。

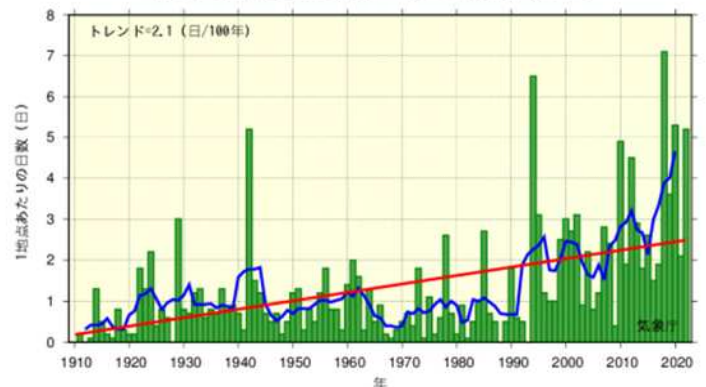
日本の年平均気温偏差



【全国13地点平均】日最高気温30℃以上の年間日数（真夏日）



【全国13地点平均】日最高気温35℃以上の年間日数（猛暑日）



出典：気象庁「気候変動監視レポート 2022」

2. 国内の動向

平成 27（2015）年 12 月に COP21 において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。

これを受け、我が国は令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減することを目標として掲げるとともに、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル^{※1}を目指すことを宣言した。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、今後、先行地域を中心に地方自治体が主体的に脱炭素社会の実現に向け取組むための指針として、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設等における徹底した省エネや再エネ電気の調達、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立といった重点対策が示された。

今後、本市がゼロカーボンシティ^{※2}として、温室効果ガス排出実質ゼロを目指していくには、この重点対策を含めた実効性の高い計画とする必要がある。

3. 地球温暖化対策をめぐる韮崎市の動向

本市では、平成 15（2003）年 3 月に地球温暖化対策実行計画を、平成 25（2013）年 3 月に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、本市の事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減に向けて取組んできた。

また、令和 3（2021）年 2 月には、山梨県と県内全市町村共同による「やまなし『ゼロカーボンシティ』宣言」を行い、市民と事業者、行政が一体となり、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進している。

第2章 基本的事項

1. 計画目的

韮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づく計画である。本市の事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図るため、事業所として実施すべき取組みをとりまとめたものである。

2. 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」に準じ、基準年度は平成25（2013）年度とし、計画期間を令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とする。

なお、必要に応じて見直しを行い、令和12（2030）年度に向けた取組みを推進していく。

【計画期間と目標年度】

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画中の事項	基準年度		計画策定開始							目標年度
計画期間										

3. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする（参考資料 2. 対象施設一覧を参照）。

なお、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業は、温室効果ガス排出量算定の対象外とするが、可能な限り受託者に対して実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた7種類のうち、市の事務事業から排出される次の3種類を対象とする。

対象としない4種類については、排出量が微量または排出がないため本計画の対象としない。

【対象とする温室効果ガス】

温室効果ガス	主な人為的発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気及びガス、ガソリン等燃料の燃焼など
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行及び下水処理など
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料等の燃焼など

【対象としない温室効果ガス】

温室効果ガス	主な人為的発生源
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコンや冷蔵庫の冷媒、化学物質の製造過程など
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造過程など
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体など
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造過程など

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

①二酸化炭素排出量の算定方法

庁舎管理及び自動車の使用により排出される二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）第3条第1項イにより、燃料種別ごとに、燃料使用量にCO₂排出係数を乗じて算出する。

燃料種別	二酸化炭素排出係数	(令和6(2024)年3月現在)
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L	
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L	
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L	
A重油	2.71 kg-CO ₂ /L	
液化石油ガス (LPG)	3.00 kg-CO ₂ /L	

※電力の二酸化炭素排出係数については、原子力や火力などの発電施設の稼働状況に応じ、毎年度事業者ごとに公表される係数（電気事業者別排出係数）を使用する。

（参考：平成25年度係数 0.454 kg-CO₂/kwh）

②メタン及び一酸化二窒素の二酸化炭素換算排出量の算定方法

自動車の使用により排出されるメタン及び一酸化二窒素の二酸化炭素換算排出量は、施行令により、車種ごとの走行距離に排出係数を乗じ、さらに地球温暖化係数を乗じて算出する。（令和6(2024)年3月現在）

燃料の種類	車種区分	メタン (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/km)
ガソリン	小型・普通乗用車	0.000010	0.000029
	軽乗用車	0.000010	0.000022
	普通貨物車	0.000035	0.000039
	小型貨物車	0.000015	0.000026
	軽貨物車	0.000011	0.000022
	特殊車両	0.000035	0.000035
軽油	小型・普通乗用車	0.0000020	0.000007
	乗用車 (定員11名以上)	0.000017	0.000025
	普通貨物車	0.000015	0.000014
	小型貨物車	0.0000076	0.000009
	特殊車両	0.000013	0.000025

メタン算出係数：法施行令第3条第1項第2号ニ

一酸化二窒素算出係数：法施行令第3条第1項第3号ホ

2. 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した係数であり、法施行令第4条に定められており、下記のとおりである。

【地球温暖化係数】（令和6（2024）年3月現在）

種類	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	298

3. 基準年度の温室効果ガス排出量

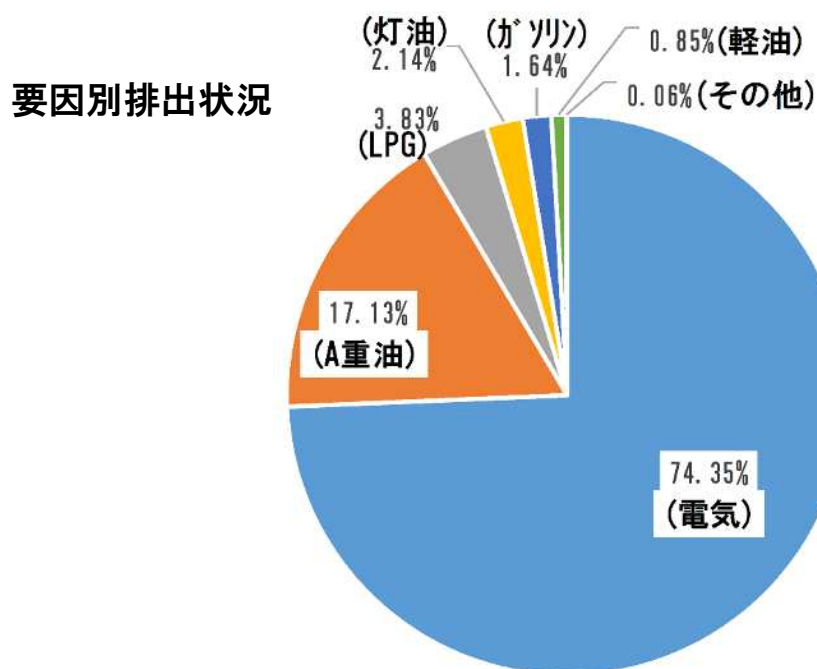
本市が行う事務事業における基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素に換算すると、3,607,508.35 kg-CO₂である。

【平成25（2013）年度二酸化炭素排出量】

区分	CO ₂ 排出量（kg-CO ₂ ）
二酸化炭素（CO ₂ ）	3,605,068.73 kg-CO ₂
メタン（CH ₄ ）	99.02 kg-CO ₂
一酸化二窒素（N ₂ O）	2,340.61 kg-CO ₂
計	3,607,508.35 kg-CO ₂

4. 要因別の排出状況

基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電力の使用が全体の74.35%を占め、次いでA重油の使用が17.13%と続いている。



5. 削減目標

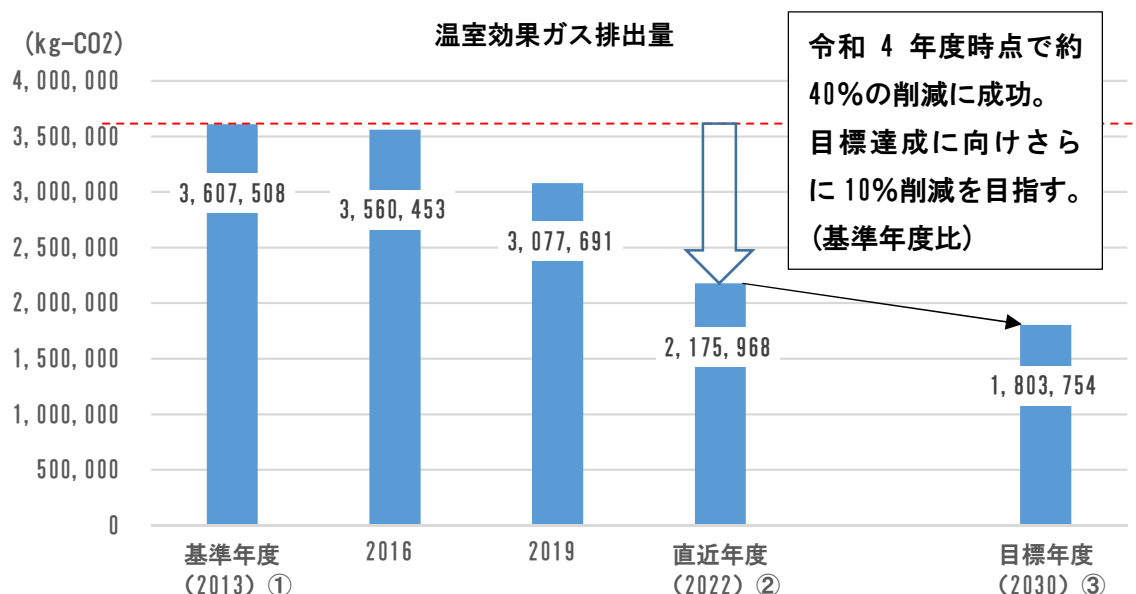
地球温暖化対策の総合的、計画的な推進を図るため国が策定する「地球温暖化対策計画」においては、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を 46%削減することを目標とし、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていく、としている。

これを踏まえて本市でも、平成 25（2013）年度を基準年度として、計画の最終年度である令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 50%削減することを目指す。

【温室効果ガス排出量削減目標】

区分	基準年度 CO ₂ 排出量 (平成 25 年度)	削減目標	目標年度 CO ₂ 排出量 (令和 12 年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	3, 607, 508. 35	△50. 0%	1, 803, 754. 17

下図は、基準年度（平成 25（2013）年度）、直近年度（令和 4（2022）年度）、目標年度（令和 12（2030）年度）の温室効果ガス排出量をグラフにしたものである。直近年度（令和 4（2022）年度）の温室効果ガス排出量は基準年度比で約 40%の削減に成功している。これは、公共施設の照明を LED 化したことによる電力消費量の抑制に加え、令和 4（2022）年度より電力供給会社を見直したことにより、電気事業者別排出係数（温室効果ガス排出量を算出するための係数）が改善されたことが影響している。



項目	基準年度 (2013) ①	平成 28 (2016)	令和元 (2019)	直近年度 (2022) ②	目標年度 (2030) ③	必要削減量 (②-③)
温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)	3, 607, 508	3, 560, 453	3, 077, 691	2, 175, 968	1, 803, 754	372, 214
基準年度比	-	△1. 30%	△14. 69%	△39. 68%	△50%	-

(各年度の要因別排出量は、参考資料 3. 年度別要因別排出量を参照)

第4章 温室効果ガス削減に向けた取組み

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組みを、庁内各部署、各施設が連携し、全庁が一体となって次のとおり推進していく。

1. 再生可能エネルギーに関する取組み

①再生可能エネルギー設備等の導入推進

- ・ 設置可能な公共施設への、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。その際は PPA モデル^{※3}の活用も検討する。

②再生可能エネルギー由来電力の調達

- ・ 公共施設で使用する電力について、再生可能エネルギー由来電力への転換を推進する。
- ・ 電気供給事業者選定の際には、電気事業者別排出係数の低い事業者の選択を優先的に検討する。

2. 省エネルギーに関する取組み

①省エネルギー設備等の導入促進

- ・ 公共施設における LED 照明や高効率空調設備、複層ガラス等の導入を推進することにより、省エネルギー性能の高い施設の整備を行う。
- ・ 省エネ改修にあたっては、ESCO 事業^{※4}等の導入を検討する。
- ・ 建築物の新築・増改築時には、原則 ZEB^{※5}Ready 相当となることを目指す。
- ・ OA 機器や電化製品等の購入に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入を進める。

②運用改善による省エネルギー化

- ・ クールビズ・ウォームビズを推進し、室温は冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安とする。
- ・ 夏季はグリーンカーテンやブラインド等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。
- ・ ICT を活用した業務のデジタル化による業務効率の向上や、ノー残業デーの実施による時間外勤務の縮減等により、庁舎の利用頻度の縮減を推進する。
- ・ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルエネルギー管理システム（BEMS）^{※6}を導入することなどによりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、公共施設のエネルギー消費の運用改善を図る。

3. 公用車に関する取組み

① 公用車への次世代自動車の導入促進

- ・ 公用車の導入、更新にあたっては、その用途に応じて、可能な限り次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の導入を進める。

② 公用車のエネルギー使用量の削減

- ・ 公用車の使用にあたっては、エコドライブ（ゼロカーボンドライブ^{※7}・アイドリングストップ等）の徹底や走行ルート合理化など効率的な使用を推進する。
- ・ 公用車の利用実態を把握し、台数の見直しを行う。
- ・ 可能な限り公共交通機関の利用や相乗りを進め、公用車の利用頻度を抑制する。

4. 環境に配慮した調達・廃棄物に関する取組み

① グリーン購入等の推進

- ・ 物品の調達にあたっては、グリーン購入^{※8}を徹底し、エコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベル^{※9}対応製品等を選択する。
- ・ より一層の物品の節約と在庫管理を実施し、ファイル・バインダー等の文書整理品については、再使用を徹底する。
- ・ 製品等を購入する際には、その製品の必要性を検討し、必要な量を購入する。

② ペーパーレス化の推進

- ・ 庁内情報システムを活用し、書類の電子化や電子決裁、会議・打合せのオンライン化等、業務内容のデジタル化を進め、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 印刷する場合は、両面印刷、集約印刷等により必要最低限の印刷を徹底する。

③ ごみの減量化・資源化の推進

- ・ 廃棄物の分別排出を徹底し、3R+1^{※10}によるごみの減量化・資源化を推進する。
- ・ 不用品が出た場合、廃棄する前に必要としている職場がないか、職員インフォメーション等を利用し確認する。

5. 職員の日常の取組み

上記方針のほか、職員一人ひとりが、日頃から意識を高め積極的に取組むべき事項を以下に掲げ、エコオフィス活動をさらに進める。

項目	取組内容
照明の適正使用	時間外における不要箇所の消灯を徹底する。
	給湯室・倉庫等の照明は使用後の消灯を徹底する。
空調の適正使用	個別にエアコン等が設置されている会議室等、温度設定可能な部屋では、適切な温度管理に努める。
	空調機の噴出し口周辺に物などを置かない。
OA 機器・電気機器の適正使用	省電力（節電）の設定を行い、しばらく使わないときは電源を切る。
	パソコンのディスプレイ輝度の適切な設定を行う。
	荷物の搬出入等、必要な時以外はエレベーターを利用しない。
公用車の適正使用	走行ルートの合理化、相乗りなど効率的使用に努める。
	エコドライブを心掛け、空ぶかし、不要なアイドリングを防止する。
	車両整備の徹底、タイヤの空気圧の点検など適正管理に努める。
ごみの減量化	廃棄物の分別排出・リサイクルを徹底する
	使用済み封筒は再使用を図る。
	マイ箸、マイボトル、マイバッグを使用する。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「策定委員会」）」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 策定委員会

本計画の削減目標や取組実績の点検を実施し、目標を達成するための点検及び評価を行う。また目標の達成に対する問題点・課題等を点検し、計画の推進方策の改善や見直しを行う。

(2) 推進担当者

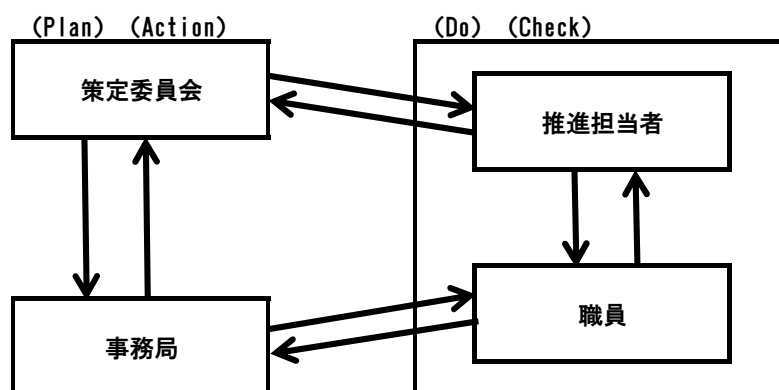
各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は各課庶務担当リーダーとし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図る。

(3) 全職員

全職員が、本市の事務事業から生じる環境への負荷低減に対して積極的に取組みを実施し、問題点や改善点等についての意見を推進担当者に報告する。

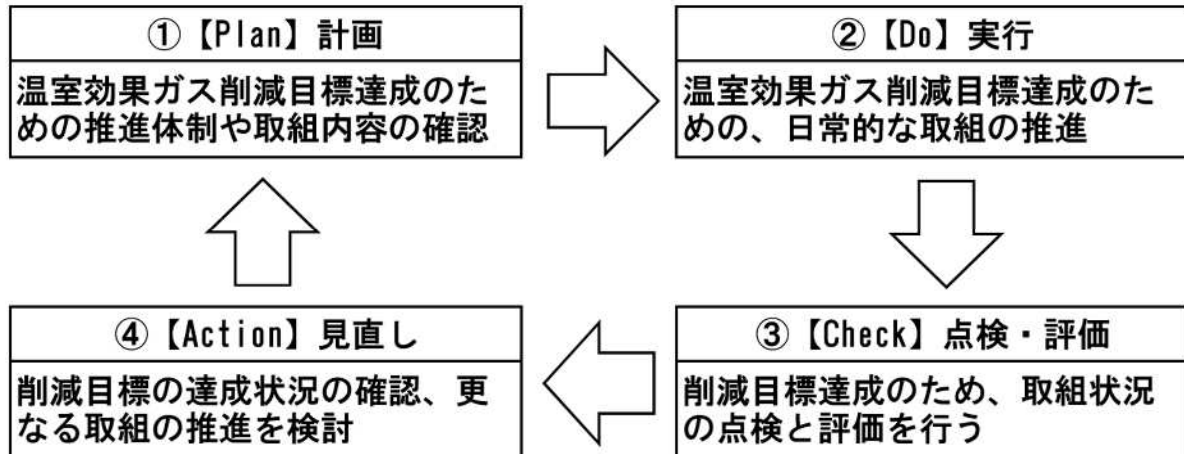
(4) 事務局

事務局を市民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。



2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通じて、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。



①【Plan】計画

策定委員会において、実行計画を策定する。また、年次重点施策について決定する。

②【Do】実行

策定委員会委員（各課長等）

- ・各課、出先機関等において計画の推進状況を定期的に点検し、指導する。

推進担当者（各課庶務担当リーダー）

- ・所属職員への計画の周知及び取組みの実施の徹底を行う。
- ・各所属独自の取組みの検討及び推進を行う。

全職員

- ・職員は、常に自分の行動が本計画の取組内容に則しているかどうか意識して行動する。

事務局（市民生活課）

- ・職員に対し啓発を行い、情報の提供をするとともに、実行計画の進行管理に関する事務を行う。

③【Check】実施状況点検

推進担当者

- ・実施段階において、実行計画にかかる前年度の実行計画推進状況、取組みの実施状況を調査、集計し、事務局へ報告する。

事務局

- ・計画の推進状況及び取組みの実施状況の取りまとめを行いその結果や、推進段階において発生する問題点等報告を受け、策定委員会に報告する。また、

環境に関する新しい情報について、策定委員会に伝達する。

④【Action】プログラムの見直し

策定委員会において、実行計画の実施状況を評価、検討し、事務局を通じて各所属に指示を行う。

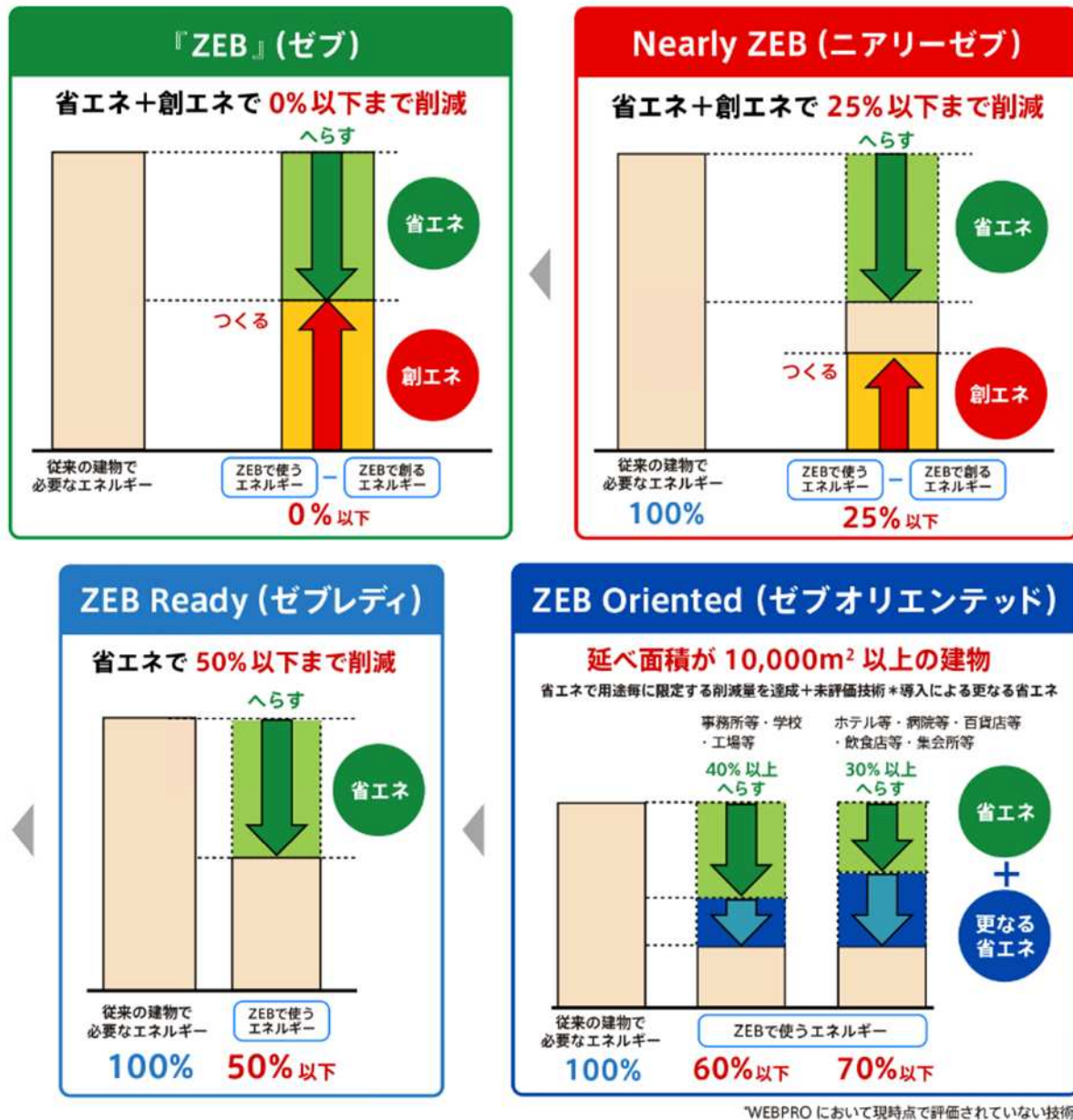
社会情勢や環境問題の変化、新たな技術的知見等を踏まえ、実行計画の目標数値及び取組内容等の見直しを行い、実行計画の効率的推進を図るものとする。

3. 計画の進捗状況の公表

この計画の実施状況に関する報告は、毎年度とりまとめ、年1回、市ホームページ等で公表する。合わせて、職員インフォメーションを通じて、全職員に対して周知することとする。また、計画の見直しを行った際にも、周知する。

※5 ZEB

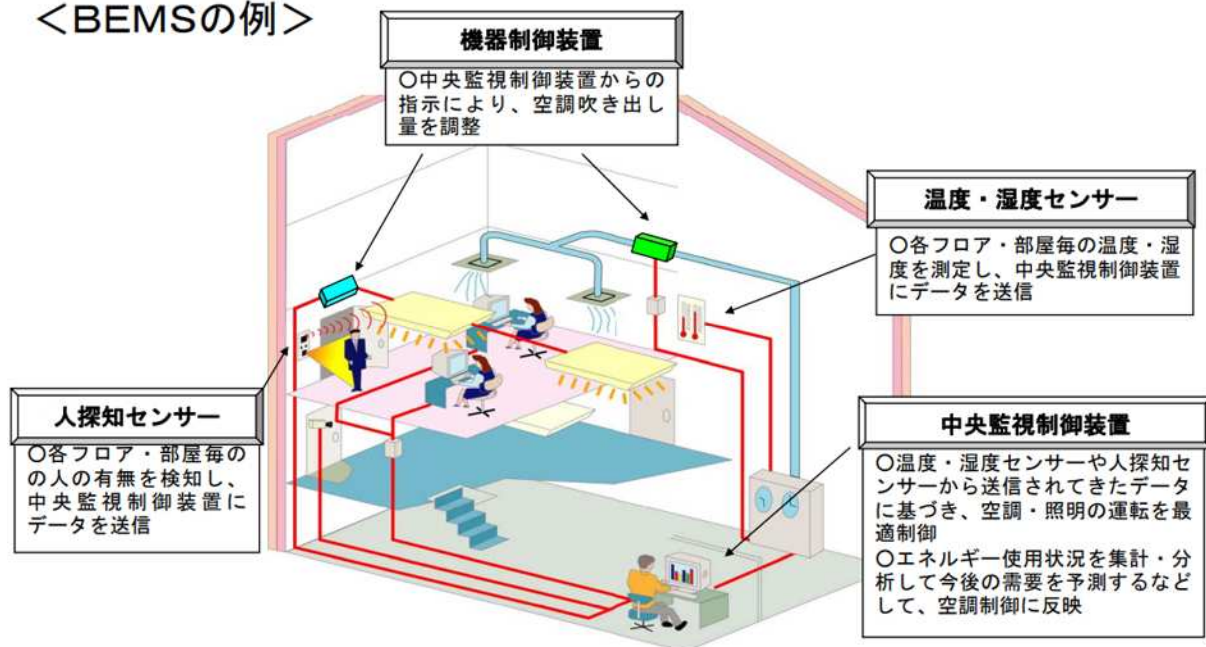
Net Zero Energy Building の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。50%以上の省エネを図った上で、再生可能エネルギーの導入によりエネルギー消費量をさらに削減した建物について、削減量に応じて下記の区分となる。



※6 ビルエネルギー管理システム（BEMS）

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。低炭素社会を作るために不可欠な技術として多くのビルへの採用が期待されている。「BEMS」は Building and Energy Management System の略称。

<BEMSの例>



※7 ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのこと。

※8 グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

※9 環境ラベル

商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを示すマークや目印のこと。製品や包装についており、環境負荷低減に資する製品を購入する際の参考となる。

※10 3R+1

3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））に再生可能な資源に置き換えるという意味のリニューアブル（Renewable）を加えたもの。

2. 対象施設一覧

番号	施設名称	所管課
1	韮崎市役所庁舎	総務課
2	韮崎市役所庁舎 別館	総務課
3	韮崎分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
4	穂坂分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
5	藤井分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
6	中田分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
7	穴山分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
8	円野分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
9	清哲分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
10	神山分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
11	旭分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
12	大草分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
13	竜岡分団消防詰所・ポンプ車置場	総務課
14	貯水槽	総務課
15	消火栓	総務課
16	防災備蓄倉庫	総務課
17	旧西町建物	総務課
18	旧なごみの里穴山	総務課
19	韮崎市民交流センター	財務政策課
20	韮崎市火葬場	市民生活課
21	北下條墓地	市民生活課
22	新府墓地	市民生活課
23	韮崎東保育園	こども子育て課
24	すずらん保育園	こども子育て課
25	たんぽぽ保育園	こども子育て課
26	韮崎児童センター	こども子育て課
27	韮崎北東児童センター	こども子育て課
28	韮崎北西児童センター	こども子育て課
29	甘利児童センター	こども子育て課
30	子育て支援センター	こども子育て課
31	老人福祉センター	長寿介護課
32	大草デイサービスセンター	長寿介護課
33	韮崎市保健福祉センター	健康づくり課

番号	施設名称	所管課
34	穂坂自然公園	農政課
35	銀河鉄道展望公園	商工観光課
36	茅ヶ岳深田記念公園	商工観光課
37	武田八幡宮駐車場	商工観光課
38	願成寺駐車場	商工観光課
39	わに塚のサクラ駐車場	商工観光課
40	甘利山観光トイレ	商工観光課
41	さわら池観光トイレ	商工観光課
42	御座石バイオマストイレ	商工観光課
43	甘利山グリーンロッジ	商工観光課
44	健康ふれあいセンター（ゆ～ぷるにらさき）	商工観光課
45	道の駅 にらさき	商工観光課
46	地域情報発信センター	商工観光課
47	韭崎駅前広場市民駐車場	商工観光課
48	本町ふれあい広場市民駐車場	商工観光課
49	韭崎駅前広場	商工観光課
50	水防倉庫	建設課
51	韭崎中央公園	建設課
52	釜無川河川緑地	建設課
53	本町ふれあい公園	建設課
54	観音山公園	建設課
55	午頭島公園	建設課
56	高松公園	建設課
57	塩川ふれあい公園	建設課
58	穴山さくら公園	建設課
59	武田の里甘利沢川さくら公園	建設課
60	市営水神住宅	営繕住宅課
61	市営一ツ谷住宅	営繕住宅課
62	市営祖母石住宅	営繕住宅課
63	市営北下條住宅	営繕住宅課
64	市営中條住宅	営繕住宅課
65	市営円野住宅	営繕住宅課
66	市営清哲住宅	営繕住宅課
67	市営若尾住宅	営繕住宅課

番号	施設名称	所管課
68	定住促進住宅（サンコーポラス祖母石）	営繕住宅課
69	定住促進住宅（サンコーポラス藤井）	営繕住宅課
70	定住促進住宅（サンコーポラス竜岡）	営繕住宅課
71	甘利浄水場	上下水道課
72	第1～4 受配水池系水源	上下水道課
73	東京エレクトロン韮崎文化ホール	教育課
74	韮崎市勤労青年センター	教育課
75	韮崎公民館	教育課
76	穂坂公民館（コミュニティセンター）	教育課
77	藤井公民館	教育課
78	中田公民館（多目的共同使用施設）	教育課
79	穴山公民館（ふれあいホール）	教育課
80	円野公民館（つぶらの会館）	教育課
81	清哲公民館（清哲会館）	教育課
82	神山公民館（武田の里ふれあいホール）	教育課
83	旭公民館（農事集会所）	教育課
84	大草公民館	教育課
85	竜岡公民館	教育課
86	韮崎市立大村記念図書館	教育課
87	韮崎大村美術館	教育課
88	韮崎大村美術館サテライト	教育課
89	韮崎市民俗資料館	教育課
90	朝穂堰水配人詰所文庫	教育課
91	ふるさと偉人資料館	教育課
92	韮崎市営総合運動場体育館	教育課
93	韮崎市営総合運動場グラウンド	教育課
94	韮崎市営総合運動場テニスコート	教育課
95	韮崎中央公園	教育課
96	御勅使サッカー場	教育課
97	穂坂体育施設・ウッドジム穂坂	教育課
98	穂坂体育施設・グリーンフィールド穂坂	教育課
99	釜無川河川緑地・運動場	教育課
100	中田屋内運動場	教育課
101	穴山屋内運動場	教育課

番号	施設名称	所管課
102	円野屋内運動場	教育課
103	神山屋内運動場	教育課
104	旭屋内運動場	教育課
105	竜岡屋内運動場	教育課
106	中田スポーツ広場	教育課
107	穴山スポーツ広場	教育課
108	円野スポーツ広場	教育課
109	清哲スポーツ広場	教育課
110	神山スポーツ広場	教育課
111	旭スポーツ広場	教育課
112	竜岡スポーツ広場	教育課
113	葦崎小学校	教育課
114	穂坂小学校	教育課
115	葦崎北東小学校	教育課
116	葦崎北西小学校	教育課
117	甘利小学校	教育課
118	葦崎西中学校	教育課
119	葦崎東中学校	教育課
120	中央公民館	教育課
121	遺跡調査会事務室	教育課
122	埋蔵文化財遺物等収納庫	教育課
123	新府公園	教育課
124	葦崎市立病院	市立病院

※「葦崎市公共施設等総合管理計画」に掲載の施設（道路等基盤施設を除く）を対象とする

※ 所管課は、令和 6 年度行政組織見直し後の名称

3. 年度別要因別排出量

平成 25（2013）年度（端数調整により、合計と内訳が一致しない場合がある）

二酸化炭素排出量		使用量 (ℓ, kg, kWh)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
燃料	ガソリン	25,407	58,986.42	1.64%
	軽油	11,832	30,585.29	0.85%
	灯油	31,032	77,253.65	2.14%
	A 重油	228,000	617,795.64	17.13%
	液化石油ガス (LPG)	46,098	138,242.98	3.83%
電気		5,907,940	2,682,204.76	74.35%
総計		—	3,605,068.73	99.93%

メタン排出量		走行距離 (km)	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	109,982	1.10	27.50	0.00%
	軽乗用車	31,641	0.32	7.91	0.00%
	普通貨物車	8,447	0.30	7.39	0.00%
	小型貨物車	51,923	0.78	19.47	0.00%
	軽貨物車	37,007	0.41	10.18	0.00%
	特殊車両	2,730	0.10	2.39	0.00%
軽油	乗用車	0			%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45,805	0.78	19.47	0.00%
	普通貨物車	1,428	0.02	0.54	0.00%
	小型貨物車	18,931	0.14	3.60	0.00%
	特殊車両	1,767	0.02	0.57	0.00%
総計		309,661	3.96	99.02	0.00%

一酸化二窒素排出量		走行距離 (km)	N ₂ O 排出量 (kg-N ₂ O)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	109,982	3.19	950.46	0.03%
	軽乗用車	31,641	0.70	207.44	0.01%
	普通貨物車	8,447	0.33	98.17	0.00%
	小型貨物車	51,923	1.35	402.30	0.01%
	軽貨物車	37,007	0.81	242.62	0.01%
	特殊車両	2,730	0.10	28.47	0.00%
軽油	乗用車	0			%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45,805	1.15	341.25	0.01%
	普通貨物車	1,428	0.02	5.96	0.00%
	小型貨物車	18,931	0.17	50.77	0.00%
	特殊車両	1,767	0.04	13.16	0.00%
総計		309,661	7.85	2,340.61	0.06%

温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)	3,607,508.35 (kg-CO ₂)
---------------------------------	------------------------------------

平成 28（2016）年度（端数調整により、合計と内訳が一致しない場合がある）

二酸化炭素排出量		使用量 (ℓ, kg, kWh)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
燃料	ガソリン	24, 490	56, 857. 82	1. 60%
	軽油	13, 445	34, 754. 83	0. 98%
	灯油	26, 117	65, 017. 84	1. 83%
	A 重油	217, 000	587, 989. 71	16. 51%
	液化石油ガス (LPG)	51, 198	153, 537. 34	4. 31%
電気		5, 695, 651	2, 659, 869. 02	74. 71%
総計		—	3, 558, 026. 56	99. 93%

メタン排出量		走行距離 (km)	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	122, 187	1. 22	30. 55	0. 00%
	軽乗用車	54, 255	0. 54	13. 56	0. 00%
	普通貨物車	7, 271	0. 25	6. 36	0. 00%
	小型貨物車	40, 243	0. 60	15. 09	0. 00%
	軽貨物車	39, 435	0. 43	10. 84	0. 00%
	特殊車両	5, 453	0. 19	4. 77	0. 00%
軽油	乗用車	2, 113	0. 00	0. 11	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45, 070	0. 77	19. 15	0. 00%
	普通貨物車	2, 243	0. 03	0. 84	0. 00%
	小型貨物車	29, 845	0. 23	5. 67	0. 00%
	特殊車両	1, 078	0. 01	0. 35	0. 00%
総計		349, 193	4. 29	107. 30	0. 00%

一酸化二窒素排出量		走行距離 (km)	N ₂ O 排出量 (kg-N ₂ O)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	122, 187	3. 54	1, 055. 94	0. 03%
	軽乗用車	54, 255	1. 19	355. 70	0. 01%
	普通貨物車	7, 271	0. 28	84. 50	0. 00%
	小型貨物車	40, 243	1. 05	311. 80	0. 01%
	軽貨物車	39, 435	0. 87	258. 54	0. 01%
	特殊車両	5, 453	0. 19	56. 87	0. 00%
軽油	乗用車	2, 113	0. 01	4. 41	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45, 070	0. 32	94. 02	0. 00%
	普通貨物車	2, 243	0. 03	9. 36	0. 00%
	小型貨物車	29, 845	0. 27	80. 04	0. 00%
	特殊車両	1, 078	0. 03	8. 03	0. 00%
総計		349, 193	7. 78	2, 319. 21	0. 07%

温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)	3, 560, 453. 08 (kg-CO ₂)
---------------------------------	---------------------------------------

令和元（2019）年度（端数調整により、合計と内訳が一致しない場合がある）

二酸化炭素排出量		使用量 (ℓ, kg, kWh)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
燃料	ガソリン	24, 878	57, 759. 23	1. 88%
	軽油	12, 119	31, 327. 64	1. 02%
	灯油	21, 585	53, 735. 50	1. 75%
	A 重油	202, 000	547, 345. 26	17. 78%
	液化石油ガス (LPG)	32, 818	98, 418. 88	3. 20%
電気		4, 500, 479	2, 286, 243. 33	74. 28%
総計		—	3, 074, 829. 84	99. 91%

メタン排出量		走行距離 (km)	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	155, 752	1. 56	38. 94	0. 00%
	軽乗用車	36, 631	0. 37	9. 16	0. 00%
	普通貨物車	0			%
	小型貨物車	31, 497	0. 47	11. 81	0. 00%
	軽貨物車	80, 118	0. 88	22. 03	0. 00%
	特殊車両	2, 429	0. 09	2. 13	0. 00%
軽油	乗用車	1, 443	0. 00	0. 07	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45, 589	0. 78	19. 38	0. 00%
	普通貨物車	1, 139	0. 02	0. 43	0. 00%
	小型貨物車	7, 549	0. 06	1. 43	0. 00%
	特殊車両	904	0. 01	0. 29	0. 00%
総計		363, 051	4. 23	105. 67	0. 00%

一酸化二窒素排出量		走行距離 (km)	N ₂ O 排出量 (kg-N ₂ O)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	155, 752	4. 52	1, 346. 01	0. 04%
	軽乗用車	36, 631	0. 81	240. 15	0. 01%
	普通貨物車	0			%
	小型貨物車	31, 497	0. 82	244. 04	0. 01%
	軽貨物車	80, 118	1. 76	525. 25	0. 02%
	特殊車両	2, 429	0. 09	25. 33	0. 00%
軽油	乗用車	1, 443	0. 01	3. 01	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	45, 589	1. 14	339. 64	0. 01%
	普通貨物車	1, 139	0. 02	4. 75	0. 00%
	小型貨物車	7, 549	0. 07	20. 25	0. 00%
	特殊車両	904	0. 02	6. 73	0. 00%
総計		363, 051	9. 25	2, 755. 17	0. 09%

温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)	3, 077, 690. 68 (kg-CO ₂)
---------------------------------	---------------------------------------

令和 4（2022）年度（端数調整により、合計と内訳が一致しない場合がある）

二酸化炭素排出量		使用量 (ℓ, kg, kWh)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
燃料	ガソリン	25, 027	58, 104. 18	2. 67%
	軽油	12, 711	32, 857. 47	1. 51%
	灯油	28, 647	71, 316. 23	3. 28%
	A 重油	204, 000	552, 764. 52	25. 40%
	液化石油ガス (LPG)	35, 804	107, 372. 38	4. 93%
電気		4, 518, 504	1, 351, 032. 70	62. 09%
総計		—	2, 173, 447. 48	99. 88%

メタン排出量		走行距離 (km)	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	123, 811	1. 24	30. 95	0. 00%
	軽乗用車	26, 708	0. 27	6. 68	0. 00%
	普通貨物車	0			
	小型貨物車	10, 612	0. 16	3. 98	0. 00%
	軽貨物車	98, 925	1. 09	27. 20	0. 00%
	特殊車両	3, 342	0. 12	2. 92	0. 00%
軽油	乗用車	1, 031	0. 00	0. 05	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	46, 107	0. 78	19. 60	0. 00%
	普通貨物車	858	0. 01	0. 32	0. 00%
	小型貨物車	7, 890	0. 06	1. 50	0. 00%
	特殊車両	5, 883	0. 08	1. 91	0. 00%
総計		325, 167	3. 80	95. 12	0. 00%

一酸化二窒素排出量		走行距離 (km)	N ₂ O 排出量 (kg-N ₂ O)	CO ₂ 換算量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	123, 811	3. 59	1, 069. 98	0. 05%
	軽乗用車	26, 708	0. 59	175. 10	0. 01%
	普通貨物車	0			%
	小型貨物車	10, 612	0. 28	82. 22	0. 00%
	軽貨物車	98, 925	2. 18	648. 55	0. 03%
	特殊車両	3, 342	0. 12	34. 86	0. 00%
軽油	乗用車	1, 031	0. 01	2. 15	0. 00%
	乗用車 (定員 11 名以上)	46, 107	1. 15	343. 50	0. 02%
	普通貨物車	858	0. 01	3. 58	0. 00%
	小型貨物車	7, 890	0. 07	21. 16	0. 00%
	特殊車両	5, 883	0. 15	43. 83	0. 00%
総計		325, 167	8. 14	2, 424. 92	0. 11%

温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)	2, 175, 967. 51 (kg-CO ₂)
---------------------------------	---------------------------------------

4. 参考法令等

韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 28 日告示第 80 号

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定に基づき、**韮崎市地球温暖化対策実行計画**（以下「計画」という。）を策定するに当たり、**韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会**（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画の策定について必要な事項を調査研究し、計画案を策定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 各課長
- (4) 議会事務局長
- (5) 韮崎市立病院事務局長

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民生活課が処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日）
（法律第百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。い。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。